

令和2年5月1日

保護者各位

嘉手納町長 當山 宏  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛の要請の延長について

日頃より本町の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者は、県内においても日々発生している状況であり、更なる対策が求められています。

本町の町立幼稚園、小中学校の臨時休校延長の決定に伴い、子どもの健康と安全を守ること、及び感染のリスクを最小限に抑えるため、保護者の皆様に対し、登園自粛の要請期間を延長いたします。

記

### 1. 登園自粛要請期間

令和2年5月2日(土)～5月20日(水)

(上記期間は状況により変更することがあります。)

※なお、登園自粛要請に応じて長期欠席となった場合でも、退所とはなりません。

※やむを得ない事由により保育を必要とする場合は、各保育所等へ相談してください。

### 2. 登園自粛要請期間中の保育時間について

8:30～17:30

※やむを得ない事由により、上記時間外の保育を必要とする場合は、各保育所等へ相談してください。

### 3. 家庭保育した場合の保育料の取扱い

保育料(利用者負担額)

登園しなかった日数に応じて日割り計算により減免いたします。(保育料は通常通り当月払いで納付していただき、翌月に充当または還付により減免いたします。)

※学童の利用者負担額の日割り減免については、追ってお知らせいたします。

※上記の取り扱いについては、保育料が発生している方が対象です。

※ 上記対応は、国や県等の方針により、随時変更・更新しますので予めご了承ください。

【問い合わせ先】 嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係 TEL: 956-1111 (内線 123)